

# 職 長 教 育

労働安全衛生法第60条に基づき、標記教育を下記のとおり開催いたしますので、新たに職務につくことになった職長、その他作業中の労働者を直接指導監督する方々に、多数受講いただきますようご案内申し上げます。

なお、建設業関係の事業場の方は職長・安全衛生責任者教育を受講下さるようお願いいたします。

- 1 日 時 令和4年9月26日(月)・27日(火) 9:00~17:00 (8:50までに受付)  
※遅刻、早退、欠席の場合は受講修了と認められませんので、集合時間は厳守して下さい。
- 2 会 場 職業訓練法人二戸職業訓練協会 (二戸市米沢字荒谷76-2 TEL0195-23-3040)
- 3 受講料等 【会 員】14,080円(消費税10%込)(受講料13,200円:テキスト代880円)  
【非会員】15,730円(消費税10%込)(受講料14,850円:テキスト代880円)
- 4 定 員 30名
- 5 申込締切 9月5日(月) ただし、定員に達し次第締切りになります。  
※締切日までに、受講料のお支払いがない場合、申込が取消しされることがありますのでご注意ください。  
申込者が少ない場合や気象状況等により講習を中止する場合があります。
- 6 申込方法 「受講申込書」に、受講料、テキスト代を添えてお申込み下さい。(FAX可)  
※銀行振込みの場合は、下記口座へ締切日までにお振込み願います。  
お振込み手数料は、ご負担願います。(二戸支部へ持参可)

岩手銀行二戸支店(普)0076795

(公財)岩手労働基準協会二戸支部

〒028-6103 二戸市石切所字荷渡21-6 (TEL0195-23-5521 fax0195-23-0419)

- 7 キャンセルの取扱 ※9月19日(月)以降のキャンセル・欠席については受講料のお返しはできません。
- 8 カリキュラム

1日目		2日目	
9:00~11:35	職長とは 職長の役割と責務 指導・教育の進め方 作業中における監督・指示の方法	9:00~11:35	設備、作業等の具体的な改善の方法 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法(安全衛生点検)
11:35~14:25	作業手順の定め方 労働者の適正な配置方法	11:35~12:05	
14:30~16:00	危険性又は有害性等の調査の方法及び結果に基づき講ずる措置 (リスクアセスメント)	12:55~14:25	異常時における措置 災害発生時における措置 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法 (ヒューマンファクター)
(休憩10:30~10:35、昼食12:05~12:55、休憩14:25~14:30)		(休憩10:30~10:35、昼食12:05~12:55、休憩14:25~14:30)	

- 9 その他 (1) 全科目受講した方には『修了証』を交付いたします。また、所属事業場には『修了者証明書』を交付いたします。  
(2) 当協会では、受講者を対象とした「賠償責任保険」に加入しています。  
(3) 受講票は5日前までに郵送いたしますので、当日、講習会場の受付で提示願います。  
(4) 筆記用具、昼食をご持参下さい。  
(5) 構内での事故・盗難等につきましては、責任は一切負えませんのでご了承ください。

# 職長教育申込書

令和 4年 9月26日(月)・27日(火)

※基準協会使用欄  
実施管理者

※氏名及び受講者名(本人自署)に、略字は使用しないでください。

ふりがな		生年月日	昭和・平成 年 月 日
氏名	併記を希望する場合の旧姓又は通称		
現住所	(番地まで詳しくご記入下さい。) TEL ( ) ( ) ( ) 〒 - 緊急用携帯電話 ( ) ( ) ( )		

(※個人受講者は、記入の必要はありません。)

勤務先	所在地	〒 - TEL ( ) ( ) ( )	
	事業所名 代表者名	担当者名 (必ず記入) 内線 ( )	
該当箇所に○印 付けて下さい	(公財)岩手労働基準協会会員の有無	会員・非会員	受講料振込予定日
	受講票送付先	勤務先・自宅	月 日

令和 年 月 日

## 受講者名(本人自署)

公益財団法人 岩手労働基準協会長 殿

### 【注】

- 氏名、生年月日、現住所欄には、誤りのないようはっきり、丁寧にご記入下さい。(鉛筆書き不可)
- 忘れずに**担当者名**をご記入下さい。
- 個人で受講される場合は、電話番号を必ずご記入下さい。
- 申込書に記入された個人情報に係る事項は、本講習の事務処理に関する以外には使用いたしません。
- 氏名の欄は、旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合には、併記を希望する氏名又は通称を記入してください。(旧姓を使用した氏名の場合：戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の証明書により確認すること。通称の場合：住民票又はそれに類する証明書により確認すること。)